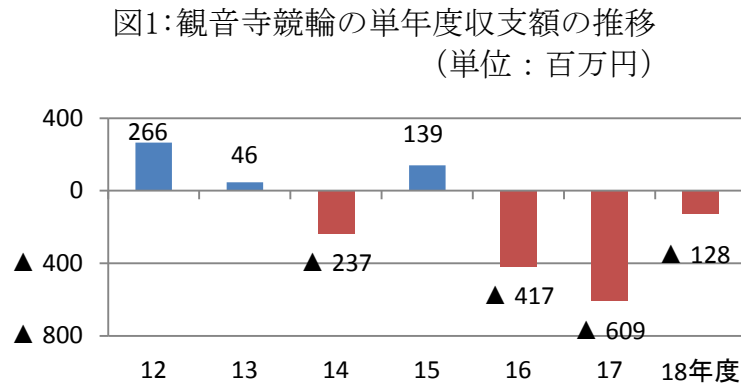


経緯

- ◆競輪施行者は、自転車競技法に基づきJKAに対して売上の一定比率を交付金として納めることになっている。
- ◆施行者収益の悪化に伴い、平成14年に「交付金猶予制度」を創設。本制度は、収支の不均衡状態が続くことが見込まれる場合に、事業収支改善計画の作成を条件に交付金の支払いを猶予するもの。
- ◆競輪施行者であった観音寺市は、競輪事業の業績悪化に伴い、平成20～23年度の間、交付金の猶予が認められたが(平成19年)、猶予期間中に売上減少に歯止めをかけられず、平成23年度末をもって競輪開催を停止した(事実上の事業廃止)。
- ◆観音寺市は、平成29年度末までの間(停止期間)、猶予されていた交付金(約9.5億円)を競輪の開催の停止に必要な経費(施設撤去費等)に充てることについて、自転車競技法に基づき産構審の意見を聴き、大臣の同意を得た。
- ◆今般、観音寺市より、当該期間を延長(平成36年度末)する旨、報告があった。

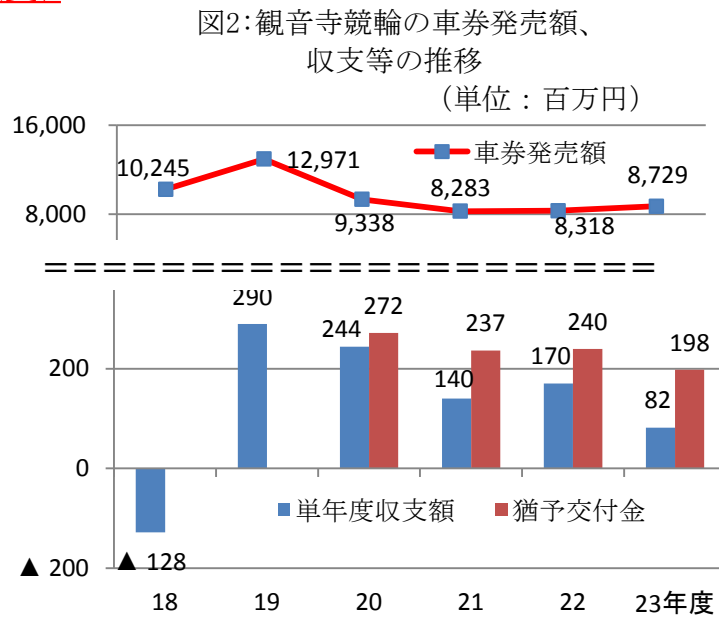
1. 競輪の収支状況(18年度まで)

○観音寺市競輪は、平成16年度以降、単年度収支の赤字が続き、18年度までの累積赤字は6億2,000万円に達した。
○このため、観音寺市は、19年10月経済産業省に交付金の交付猶予を申請し、猶予が認められた(20年度から23年度まで)。



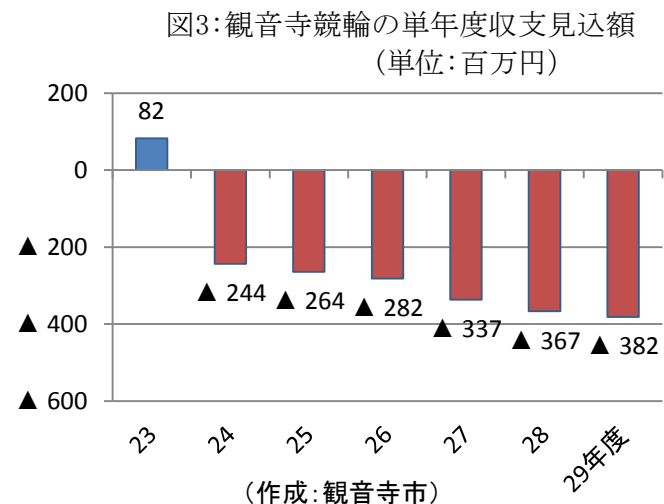
2. 事業収支改善計画(20年度～23年度)

○観音寺市は、交付金猶予申請と共に提出した事業収支改善計画に基づき、収支改善に取り組んだ。
・開催日数の削減(18年度43日→20年度37日、▲約1億1,800万円)
・職員人件費、従事員手当等の削減(▲約6,900万円)
・ファン向けイベントの開催、車券の委託販売先の拡大等による売上確保
○結果としては、売上げの減少を食い止めることができず、20年度以降、事業収支は黒字化したが、交付金の猶予が認められたことが要因。(注:19年度の黒字は、特別競輪開催(ふるさとダービー)等のため)。



3. 競輪開催の終了(24年3月)

○観音寺市は、24年度以降、交付金の交付が再開されることにより、毎年赤字に陥ることは免れないと判断し、24年3月で競輪開催を終了した。
(撤退の経緯)
・23年9月27日:市議会が競輪事業からの撤退を決議
・23年11月9日:市長が競輪事業からの撤退を表明
・24年3月7日:競輪開催の終了



4. 観音寺市の交付金充当の申請内容とその評価

観音寺市の申請内容は、①競輪の開催を停止する期間、②競輪の開催の停止に必要な経費、③競輪開催停止に充当しようとする交付金の額。それぞれの概要及び当室の評価は以下のとおり。

申請内容	根拠(または説明)	当室の評価
①競輪の開催を停止する期間	平成24年3月8日～平成37年3月31日 ・停止期間の始期は、競輪開催終了後とした(競輪開催終了日の翌日)。 ・香川県自転車競技育成会などから 走路の利用継続にかかる要望 が出され、平成34年度末まで利用継続が可能であると判断し、走路を利用に供し、使用終了後2年間で走路や周辺施設の解体・撤去を行う。	・自転車競技の振興への寄与、走路の維持費がほとんどかからないこと、 走路の安全性を考慮した利用期間延長であること 、施設の解体・撤去のために2年程度要することを考慮し、停止期間として妥当。
②競輪の開催の停止に必要な経費の総額	982,315千円	
観音寺競輪さよならイベント、競輪開催告知看板撤去等	実施年度 23 2,239千円	・競輪事業からの撤退に要した経費と認められる。
市債繰上償還金	実施年度 24 227,829 "	・競輪事業の撤退には債務の弁済が必要なことから、経費と認められる。
次世代(TZS)・インターネット競輪動画システム・映像配信NWシステム使用料	実施年度 24 71,637 "	・24年度以降の支払いを既に契約していることから、残額を一括して支払う。
実施設計委託料	実施年度 34 25,175 "	・35、36年度に実施する競輪施設解体・撤去に必要な設計委託料。
施設撤去費用	655,435 "	・競輪事業からの撤退に当たり、競輪施設の解体・撤去が必要。施工業者等からの見積りを確認済み。実際の実行段階に当たっても支出内容を当室が確認する予定。 ・雨水対策工事は、施設の解体・撤去に伴う環境変化の影響を周辺住民へ及ぼさないため、必要な経費として認められる。
(施設撤去費用内訳(消費税10%を含まず))	(595,850 ")	
(中央スタンド、地下燃料タンク)	(228,860 ")	
(プレスセンター、選手宿舍、旧東スタ等)	(116,890 ")	
(走路)	(112,000 ")	
(雨水対策工事費)	(138,100 ")	
③競輪開催の停止に必要な経費に充てようとする交付金の額	947,000千円	・競輪の開催の停止に必要な経費の総額が猶予交付金額を上回っているため、猶予交付金の全額を充当することとしてやむを得ない。